

事業所と群馬銀行健康保険組合の コラボヘルス推進のお知らせ

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、「健やかに生活し、老いることができる社会」の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健康保険組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健康保険組合で共有・活用することとなりますので、「個人情報の保護に関する法律第23条第5項」に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

【参考】 個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の運用については、第三者に該当しないものとする。

- 中略 -

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

1. 事業目的および内容

生活習慣病の予防を目的として、下記①②の事業を実施します。

① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導(注1)

共同利用するデータ : 生活習慣病関連項目

⇒ 事業所が実施する法定検診、健康保険組合が実施する人間ドックの「生活習慣病関連項目(血圧・脂質・血糖など)」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨(注2)

共同利用するデータ : 生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報
(例: 血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)
※病歴等の情報は含まれません

⇒ 治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、健康保険組合より「お知らせ」等による受診勧奨を実施します。受診勧奨した後、6ヵ月経過しても医療機関への受診が確認できない場合は、事業所より受診勧奨を行います。

(注1・2) 生活習慣病項目・リスク判定基準

当健康保険組合では、下記の条件を踏まえ、特定保健指導などの健診事後フォロー及び受診勧奨を行っています。特定保健指導を利用した場合は、人事部健康管理室が実施する再検査は免除されます。

| 健診項目 | | 保健指導判定値 | 受診勧奨判定値 |
|------|---------------|---------|---------|
| 血圧 | 収縮期血圧 (mmHg) | 130 | 140 |
| | 拡張期血圧 (mmHg) | 85 | 90 |
| 脂質 | 中性脂肪 (mg/dL) | 150 | 300 |
| | HDL-C (mg/dL) | 39 | 34 |
| | LDL-C (mg/dL) | 120 | 140 |
| 血糖 | 空腹時血糖 (mmHg) | 100 | 126 |
| | HbA1c (%) | 5.6 | 6.5 |

注) 上記の数値は特定保健指導を実施するにあたり、厚生労働省が示している数値です。

2. 共同利用する者の範囲

株式会社群馬銀行 : 部店長・人事部健康管理室保健師および看護師
その他事業所 : 代表者・総務担当役職員
群馬銀行健康保険組合 : 役職員

本事業で扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療情報等)は含まれません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ありません。

上記の目的以外で使用された場合は、責任者及び違反者に罰則が課せられます。

なお、本事業でのデータ共有について同意しない場合は健康保険組合常務理事までお申出ください。

群馬銀行健康保険組合 常務理事 (Tel:027-254-7057)

3. 共同利用するデータの管理責任者

株式会社群馬銀行 : 部店長・人事部健康管理室担当役席
その他事業所 : 総務担当役職員
群馬銀行健康保険組合 : 事務長

さいごに

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。

生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の生活習慣に起因すること、(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の命を守ることに繋がります。

みなさんとご家族のために年1度の健康診断(35歳以上の場合は人間ドック)を受けましょう。